



平成 28 年 10 月 4 日

各 位

会 社 名 テックファームホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 CEO 永守 秀章
 (JASDAQ・コード番号 3625)
 問合せ先 経営 管理 部長 松本 圭太
 (TEL. 03 - 5365 - 7888)

第三者割当による行使価額修正条項付第 8 回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 10 月 4 日に会社法第 370 条に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、第三者割当による行使価額修正条項付第 8 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1)	割 当 日	平成 28 年 10 月 21 日
(2)	新 株 予 約 権 数	10,000 個
(3)	発 行 価 額	本新株予約権 1 個当たり 2,210 円 (本新株予約権の払込総額 22,100,000 円)
(4)	当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：1,000,000 株（本新株予約権 1 個当たり 100 株） 下限行使価額（下記（6）を参照。）においても、潜在株式数は 1,000,000 株であります。
(5)	資 金 調 達 の 額 (差引手取概算額)	2,657,100,000 円（注）
(6)	行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初行使価額 2,640 円 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 1,584 円（別紙発行要項第 13 項による調整を受けません。以下「下限行使価額」といいます。） 行使価額は、別紙発行要項第 18 項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）において、当該修正日の直前取引日（但し、当該取引日において終値がない場合には、その直前の終値のある取引日とします。以下「時価算定日」といいます。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値の 91%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り上げるものとして）に修正されます。但し、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。
(7)	募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	第三者割当の方法により、大和証券株式会社（以下「割当予定先」といいます。）に全ての本新株予約権を割り当てます。
(8)	譲 渡 制 限 及 び 行 使 数 量 制 限 の 内 容	本新株予約権に関して、当社は、割当予定先との間で、本新株予約権に係る買取契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）において、下記の内容について合意する予定です。 ① 新株予約権の譲渡制限 割当予定先は、当社の取締役会の事前の承諾がない限り、割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者をして、当社に対して当該譲渡制限の内容を約束さ

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第 8 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

		<p>せ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。但し、割当予定先は、当社の普通株式（本新株予約権の権利行使により取得したものを含みます。）を当社以外の第三者に譲渡することは妨げられません。なお、譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、下記の行使制限措置について約させるものとします。</p> <p>② 新株予約権の行使制限措置</p> <p>当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を割当予定先に行わせません。</p> <p>また、割当予定先及び譲渡先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行います。</p>
(9)	本新株予約権の行使期間	平成 28 年 10 月 24 日から平成 30 年 10 月 23 日（但し、別紙発行要項第 16 項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）まで。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とします。
(10)	その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、本新株予約権の行使等について規定した覚書（以下「覚書」といいます。）を締結する予定です。詳細については、別記「2. 募集の目的及び理由（2）本新株予約権の商品性」をご参照ください。

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、ソフトウェア受託開発事業を行うテックファーム株式会社（以下「テックファーム」といいます。）、米国カジノ市場向けモバイル電子マネーサービスの事業開発を行うPrism Solutions Inc.（以下「Prism Solutions」といいます。）、及び自動車業界向けソフトウェア開発・販売を行う株式会社EBE（以下「EBE」といいます。）の連結子会社3社並びに持株会社である当社により構成されております。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

テックファームは主に一般消費者を顧客に持つ企業を対象に、モバイル・タブレット関連システム、業務システム及び基幹システム等の受託開発・運用保守、広告等の総合的なITサービスの提供を行っております。また、Prism Solutionsは、米国ラスベガスにおいて、カジノ市場向けモバイル決済ソリューションのサービス開始を目指して取り組んでおります。さらに、平成27年3月に子会社化したEBEは、主に自動車整備業者・钣金業者向けシステムを中心とする自動車アフターマーケットに特化した業務システムの開発・販売を行っております。

当社グループが属する情報サービス業界におきましては、クラウドサービスやビッグデータ、IoT (Internet of Things)、AI (人工知能) 等の新しい技術の利活用に向けた取り組みを背景にIT投資への意欲は底堅いものの、景気の先行き不透明感に伴い、低コスト化の要求及び検討期間の長期化等の傾向がみられるなど、楽観視できない状況であります。

このような状況のもと、当社グループは、ソフトウェア受託開発事業と自社サービスの両輪を併せ持つグループ会社として、事業基盤を強化し、収益を確保できる体制の構築に努めております。その一環として、当社は、平成27年2月17日に、EBEの株式取得の対価の支払、米国で展開中の非接触型ICチップを用いたモバイル電子マネーに関する新事業のサービス開始に向けた開発・事業化投資及び事業規模拡大に向けたM&A、資本業務提携投資への資金を確保することを目的に、大和証券株式会社を割当先として第6回新株予約権を発行いたしました。第6回新株予約権の当初調達予定額は、2,287,499,000円(手取概算額)を想定しており、当社は第6回新株予約権の発行数9,570個のうち3,220個の行使により、656,783,400円(行使価額総額)を調達いたしました。平成27年8月20日以降、当社の株価は第6回新株予約権に係る下限行使価額を下回る水準で推移しており、未行使の6,350個については、権利行使ができない状況が継続していたことに伴い、大和証券株式会社から、第6回新株予約権の取得を請求する旨の通知を受け、平成28年2月5日付で残存する第6回新株予約権を取得した上で、消却いたしました。

第6回新株予約権により調達した資金647,223,400円(差引手取概算額)は、当初予定していたEBEの株式取得の対価の支払の一部に充当いたしました。しかしながら、EBEの株式取得の対価の残額、米国で展開中の非接触型ICチップを用いたモバイル電子マネーに関する新事業のサービス開始に向けた開発・事業化投資、及び事業規模拡大に向けたM&A、資本業務提携投資のための資金調達は行えておりません。また、当社グループの事業基盤の強化の取り組みとして、平成28年10月、新たに株式会社三輝(大阪府大阪市北区同心一丁目10番12号、代表取締役 中道 高司、資本金90百万円)と協働し、リフォーム業界向けにソフトウェア開発・販売を行う株式会社サンキテック(仮称)の設立を予定(当社の持分比率14%、出資金及び貸付金の総額100百万円を手許資金より投資)しており、同会社への投資も今後行う予定となっております。このような状況のなか、当社は平成28年6月期において総額600,000,000円の社債を発行しておりますが、引き続きさらなる事業規模拡大に向けたM&A、資本業務提携投資を実現する上で、機動的な資金調達が必要不可欠であることから、今回、調達予定額の見直しを行ったうえで、本新株予約権を発行することといたしました。

(2) 本新株予約権の商品性

今回の資金調達は、当社が割当予定先に行使期間を2年間とする本新株予約権を割当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

本新株予約権の行使価額は、当初2,640円ですが、修正日において、時価算定日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の91%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げるものとします。)に修正されます。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。

割当予定先は、当社の取締役会の事前の承諾がない限り、割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。また、割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者をして、当社に対して当該譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。

なお、本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられています(詳細は、別紙発行要項第16項を参照。)。また、当社は、割当予定先との間で、

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、本新株予約権買取契約を締結するとともに、下記概要の覚書を締結する予定です。

①覚書に基づく行使禁止について

当社は、取締役会決議により、割当予定先に対し、未公表のインサイダー情報がある場合等を除いて、いつでも本新株予約権の行使を禁止する旨の通知（以下「行使禁止通知」といいます。）を行うことができます。

行使禁止通知において、当社は割当予定先に本新株予約権について権利行使を禁止する期間（以下「行使禁止期間」といいます。）を指定します。当社が行使禁止通知を行った場合には、割当予定先は、行使禁止期間において本新株予約権を行使することができません。

なお、いずれの行使禁止期間の開始日も、平成28年10月24日以降の日とし、いずれの行使禁止期間の終了日も、平成30年9月23日以前の日とします。

②覚書に基づく取得請求について

平成29年10月24日（同日を含みます。）以降の日を初日として、5連続取引日（但し、終値のない日は除く。）に亘って東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が本新株予約権の下限行使価額を下回った場合において、当該5連続取引日の最終日以降の取引日、又は平成30年9月24日（同日を含みます。）以降平成30年10月2日（同日を含み、かつ、同日必着とします。）までの期間内の取引日に、割当予定先は、当社に対し、本新株予約権の取得を請求する旨の通知（以下「取得請求通知」といいます。）を行うことができます。

割当予定先が取得請求通知を行った場合には、当社は、取得請求通知を受領した日から3週間以内に別紙発行要項に従い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより残存する本新株予約権の全部を取得しなければなりません。

(3) 本新株予約権を選択した理由

当社は、上記「(1) 資金調達の主な目的」に記載した内容を実行するために、資本金調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行いました。当社としては、当社の判断によって希薄化をコントロールしつつ資金調達や自己資本増強が行えること、資金調達の蓋然性が確保された手法であるかを重視いたしました。

結果、上記「(2) 本新株予約権の商品性」に記載した本新株予約権並びに割当予定先と締結する予定の覚書及び本新株予約権買取契約の内容を考慮して、本スキームが当社にとって最良の資金調達方法であると判断いたしました。

《本スキームの特徴》

① 最大希薄化が固定されていること

本新株予約権の目的となる株式の総数は1,000,000株で一定であり、最大増加株式数は固定されております。なお、1,000,000株は、発行決議日における発行済株式数対比14.92%となります。

② 希薄化のコントロール

割当予定先と当社との間で締結する予定の覚書により、当社は行使禁止期間を定めることができます。これにより当社は、希薄化のコントロールが可能となります。

③ 株価上昇によるメリットが享受できること

行使価額の上限が設定されていないため、株価上昇時には調達額が増大するメリットを享受できます。

④ 流動性の向上

割当予定先において、本新株予約権の権利行使により発行される株式が市場にて売却されることにより流動性の向上が期待できます。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

⑤ 資金調達柔軟性

当社取締役会の決議により、本新株予約権の払込金額（発行価額）と同額の金銭を対価として、いつでも本新株予約権の全部を取得できます。これにより、将来、本新株予約権による資金調達の必要がなくなった場合や当社が別の資金調達方法が望ましいと判断した場合には、当社の裁量により切り替えを行うことができ、今後の資本政策の柔軟性が確保されています。

⑥ 譲渡制限

割当予定先は、当社の取締役会の事前の承諾がない限り、割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。

また、本スキームには下記のデメリットが存在しますが、上記のとおり、当社にとって当該デメリットを上回る優位性が評価できるものと考えております。

《本スキームのデメリット》

- ① 本新株予約権の発行時点では本新株予約権の発行価額の総額だけの資金調達となり、その後の権利行使の進捗により、資金調達・資本増強の目的を実現することになります。割当予定先は権利行使を行う義務は負っておらず、市場環境等を考慮しながら権利行使を行うスキームとなっており、権利行使が完了するまでには一定の期間を要することが想定されます。なお、株価が下限行使価額を下回って推移した場合は権利行使が行われないこととなり、また割当予定先が取得請求通知を行った場合や行使期間中に株価が下限行使価額を下回って推移した場合には当社は残存する本新株予約権の全部を取得するため、権利行使が行われないこととなります。
- ② 株価が下落した場合には、調達額が予定額を下回る可能性があります。
- ③ 割当予定先が権利行使請求により取得した株式を売却した場合には、株価下落の要因となりえます。
- ④ 第三者割当形態となるため、資金調達を行うために不特定多数の新規投資家を幅広く勧誘することはできません。

本新株予約権を選択するに当たり、下記のとおり、他の資金調達方法と比較検討を行った結果、本スキームが現時点において当社にとって最良の選択であると判断いたしました。

《他の資金調達方法との比較》

① 公募増資との比較

公募増資による新株式発行は、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、資金調達ニーズの発生を受けてから、公募増資による資金調達の準備を開始した場合には、公募増資は一般的に1～2ヶ月程度の準備期間を要するため、資金調達ニーズの発生から実際に資金調達が行われるまで、相当程度の期間が必要となります。

② 株主割当増資との比較

株主割当増資では希薄化に対する懸念は払拭されるものの、割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、資金調達の蓋然性確保の観点から不適當であると判断いたしました。

③ 第三者割当増資との比較

第三者割当による新株式発行は、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、割当先が相当程度の議決権を保有するため、当社の株主構成やコーポレートガバナンスに影響を及ぼす可能性があるものと考えております。

④ 第三者割当型転換社債型新株予約権付社債（CB）との比較

第三者割当型CBは、様々な商品設計が考えられますが、一般的には割当先が転換権を有しているため、当社のコントロールが及びません。また、転換価額が固定のCBでは、株価

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

が転換価額より上昇しない限り、転換が進捗せず資本増強目的が達成できないことが懸念されます。一方、株価に連動して転換価額が修正されるCBでは、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、希薄化が確定しないために株価に対して直接的な影響が懸念されます。

⑤ その他の商品性の第三者割当型新株予約権との比較

第三者割当型新株予約権は、様々な商品設計が考えられます。例えば、権利行使価額が固定の新株予約権では、株価が権利行使価額を上回らない限り、権利行使が進捗せず資金調達目的が達成できないことが懸念されます。加えて、株価上昇時には当社はその株価上昇メリットを享受できません。

⑥ ライツ・オファリングとの比較

いわゆるライツ・オファリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと新株予約権の権利行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがあります。コミットメント型ライツ・オファリングは、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等の発行コストの増大が予想されます。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングでは、上記株主割当増資と同様に、既存投資家の参加率が不透明であることが、資金調達の蓋然性確保の観点から不相当であると判断いたしました。

⑦ 借入・社債との比較

借入や社債による資金調達では、利払い負担や返済負担が生じるとともに、財務体質改善による今後の借入余力の増強という目的が達成できないこととなります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
2,662,100,000	5,000,000	2,657,100,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額（当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定しております。）の合計額を合算した金額です。
2. 行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士・新株予約権評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用及び信託銀行手数料等）の合計です。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額2,657,100,000円については、①200,000,000円をEBEの普通株式67.5%相当の株式取得の対価の残額の支払に、②600,000,000円を平成28年3月に発行いたしました社債の償還に、③200,000,000円を米国で展開中の非接触型ICチップを用いたモバイル電子マネーに関する新事業のサービス開始に向けた開発・事業化投資に、④1,657,100,000円を事業規模拡大に向けたM&A、資本業務提携投資に、それぞれ充当する予定であります。

具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

具体的な使途	金額 (円)	支出予定時期
① EBEの普通株式67.5%相当の株式取得の対価の残額の支払	200,000,000	平成29年3月
② 平成28年3月発行の社債の償還	600,000,000	平成28年10月～平成31年3月
③ 米国で展開中の非接触型ICチップを用いたモバイル電子マネーに関する新事業のサービス開始に向けた開発・事業化投資	200,000,000	平成28年10月～平成29年6月
④ 事業規模拡大に向けたM&A、資本業務提携投資	1,657,100,000	平成28年10月～平成31年6月

(注) 1. 上記差引手取概算額については、上記のとおり支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

2. 新株予約権の行使状況によって調達金額及び時期が決定されることから、想定どおりの資金調達が行えない場合があります。かかる場合、当社は優先順位を上記①②③④の順として充当する予定です。

①EBEの普通株式67.5%相当の株式取得の対価の残額の支払

EBEは、自動車業界専門のシステム開発会社として、ローコストで拡張性の高い業務支援システムを制作・販売しております。同社株式の取得及び同社の子会社化は、参入障壁が高い自動車アフターマーケットへの参入を実現するものであり、同社が有する知見、サービス推進力により当社グループの安定的な収益獲得を加速することとどまらず、当社グループのITサービスにおけるノウハウ・システム開発力との連携を通じて、より利便性が高い製品の開発や、顧客へのEBE製品を活用する新たなビジネスモデルの提案など、当社グループ及びEBEの事業の拡大にもつながるものとして、当社は平成27年3月にEBEの普通株式67.5%相当を取得し子会社化いたしました。

なお、本取引の決済は、平成27年3月31日に588,000,200円を支払い、残額の支払は2回に分割して、平成28年3月31日に200,000,000円を、平成29年3月31日に200,000,000円をそれぞれ支払う予定になっており、本日までに、平成27年3月に588,000,200円、及び平成28年3月に200,000,000円を支払っております。平成29年3月支払予定の残額200,000,000円につきまして、本資金調達により支払う予定です。

②平成28年3月発行の社債の償還

当社は、平成28年3月に①のEBEの株式取得の対価の支払及びその他の事業資金を調達するため、総額600,000,000円の社債を発行しております。当社債の満期償還日は平成31年3月25日ですが、そのうち300,000,000円は定時償還（元本は半年毎48,000,000円を償還し、満期償還日に残額60,000,000円を償還）であり、残りの300,000,000円は満期一括償還となっております。その返済資金に充当する予定であります。

③米国で展開中の非接触型ICチップを用いたモバイル電子マネーに関する新事業のサービス開始に向けた開発・事業化投資

当社の業務提携先である日本金銭機械株式会社の米国子会社JCM AMERICAN CORP.と共同で進めている非接触型ICチップを用いたモバイル電子マネーに関する新事業に関連して、当社では平成26年3月に現地法人Prism Solutionsを設立しておりますが、同社による米国カジノ市場での平成28年度（平成29年6月期）におけるモバイル決済ソリューション領域での新サービス開始を目標とした開発及び事業化へ向けた投資となります。

④事業規模拡大に向けたM&A、資本業務提携投資

顧客からの開発及び運用・保守サービスに関する多種多様なニーズに対応するために必要となる、外部パートナーとの資本関係の構築を通じた連携強化、優秀な人材の確保・開発力強化、並びに、現在主力であるソフトウェア開発を中心としたソリューションの受託開発事業以外の収益モデルの多様化等を目的として、当社グループの既存事業とシナジーが見込める分野において、M&A、資本業務提携を行っていく予定です。具体的には、平成28年10月、新たに株式会社三輝と協働し、リフォーム業界向けにソフトウェア開発・販売を行う株式会社サンキテック（仮称）の設立を予定（当社の持分比率14%、出資金及び貸付金の総額100百万円を手

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

許資金より投資)しており、同会社への投資も今後行っていく予定となっております。なお、現時点において具体的に計画されているM&A、資本業務提携は上記の他ございませんが、今後案件が具体的に決定された場合には、適時適切に開示いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、当社既存事業に係る安定収益の確保及び事業規模拡大に向けた投資の実現並びに当社財務基盤の強化を図ることができることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

別紙発行要項、本新株予約権買取契約及び覚書に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(以下「ブルータス」といいます。)が算定した結果を参考に、本新株予約権の1個の払込金額を、当該評価結果である本新株予約権の評価単価と同額である2,210円としました。

当社は、当該算定機関の算定結果を参考にしつつ、また、上記「2. 募集の目的及び理由 (2) 本新株予約権の商品性」に記載の事由を勘案の上、本新株予約権の払込金額が合理的であると判断しました。なお、ブルータスは評価を実施する上で、当社普通株式の株価、当社普通株式の流動性、株価変動率、配当利回り、無リスク利率及び当社の資金調達需要等を勘案した他、当社の行動については、資金調達をすべく行使制限は行わないものとし、取得条項については、行使価格の修正に上限が無いことから、株価が上昇している際には取得条項は発動しないものと仮定しています。

割当予定先の行動については、株価が下限行使価額を上回っている場合において、資金支出計画をもとに想定される支出期間(権利行使可能な期間に限る。)にわたって一様に分散的な権利行使を行うものと仮定しています。また、割当予定先は、株価が下限行使価格を5営業日連続して下回った場合、残存する新株予約権の取得を請求するものと仮定しています。

当社監査等委員である取締役全員も、ブルータスは、当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、本新株予約権の価格算定方法は市場慣行に従った一般的な方法であること、その算定過程及び当該前提条件等に関してブルータスから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できること等から、評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、その評価額と同額を本新株予約権の払込金額としていることから、本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利でないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達において、本新株予約権全てが行使された場合の交付株式数は最大1,000,000株であり、当社の議決権総数63,933個(平成28年6月30日現在)に対し、15.64%の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達は、当社の業容を拡大し、今後の収益性の向上や企業価値の向上に寄与し既存株主を含めた株主全体の利益につながることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的な水準であると判断いたしました。

また、当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は108,997株であり、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有していることや、割当予定先との間で締結する予定の覚書により、当社は、市場環境や当社株価動向に応じて、行使禁止期間を定めて希薄化のタイミングをコントロールすることが可能であることから、本新株予約権の発行は市場に過度の影響を与える規模ではないと判断いたしました。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

①	名 称	大和証券株式会社		
②	所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号		
③	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 日比野 隆司		
④	事業内容	金融商品取引業		
⑤	資 本 金	1,000 億円		
⑥	設 立 年 月 日	平成 4 年 8 月 21 日		
⑦	発行済株式数	810,200 株		
⑧	決 算 期	3 月 31 日		
⑨	従 業 員 数	8,519 人		
⑩	主 要 取 引 先	投資家並びに発行体		
⑪	主 要 取 引 銀 行	株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社		
⑫	大株主及び持株比率	株式会社大和証券グループ本社		100.00%
⑬	当事会社間の関係	資 本 関 係	割当予定先が保有している当社の株式の数：21,200 株（平成 28 年 6 月 30 日現在） 当社が保有している割当予定先の株式の数：0 株	
		人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。	
		取 引 関 係	当社の主幹事証券会社であります。	
		関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。	
⑭	最近 3 年間の経営成績及び財政状態（単体）	（単位：百万円。特記しているものを除く。）		
	決 算 期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
	純 資 産	709,083	700,728	781,164
	総 資 産	10,917,306	12,068,012	10,524,143
	1 株当たり純資産（円）	875,196.16	864,883.09	964,162.20
	営 業 収 益	399,876	386,659	369,158
	営 業 利 益	154,176	136,590	114,541
	経 常 利 益	155,505	138,687	116,272
	当 期 純 利 益	144,365	127,032	80,859
	1 株当たり純利益（円）	178,185.21	156,791.37	99,801.97
	1 株当たり配当額（円）	85,000	86,400	—

(注) 割当予定先は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。
但し、割当予定先の親会社である株式会社大和証券グループ本社は東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に上場しており、また、「反社会的勢力への対応の基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係断絶に努めていることを公に表示しており、当社はその文面を入手しております。また、当社は、当該文面の内容、及び同社が警察等関係機関、法律関係者等と連携を密にして情報収集を行う一方で、対外諸手続き面においても反社会的勢力との「関係遮断の徹底」の充実を図っていること等、割当予定先から確認しております。また、同社は、上場企業が発行会社となる株式の公募の引受や新株予約権等の第三者割当による引受の実例を多数有しております。これらにより、当社は、割当予定先は反社会的勢力等の特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第 8 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由 (3) 本新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、資本性調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行ってきましたが、当社の判断によって希薄化をコントロールしつつ資金調達や自己資本増強を行い、資金調達の蓋然性を確保したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として、大和証券株式会社より本新株予約権の提案を受けたことから、同社を割当予定先として選定しました。

また、同社が、①当社の主幹事証券会社として当社と良好な関係を構築してきたこと、②国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社普通株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している本新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、③上記「2. 募集の目的及び理由 (3) 本新株予約権を選択した理由」に記載の本資金調達方法の特徴を備える商品に関する知識が豊富であること、④今回の資金調達の実施に当たり十分な信用力を有すること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員である大和証券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 譲渡制限及び割当予定先の保有方針

割当予定先は、当社の取締役会の事前の承諾がない限り、割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。また、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式を長期保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先が平成28年6月29日付で関東財務局長宛に提出した有価証券報告書（第24期中）の平成28年3月31日における貸借対照表により、割当予定先が本新株予約権の発行価額の総額の払込み及び新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有していることを確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

(6) その他

当社は、割当予定先との間で、本新株予約権買取契約において、上記「2. 募集の目的及び理由 (2) 本新株予約権の商品性」に記載の内容以外に下記の内容について合意する予定です。

① 新株予約権の行使制限措置

当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を割当予定先に行わせません。また、割当予定先及び譲渡先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行います。

② 新株予約権の譲渡制限

割当予定先は、当社の取締役会の事前の承諾がない限り、割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。また、割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者をして、当社に対して当該譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

束させるものとします。但し、割当予定先は、当社の普通株式（本新株予約権の権利行使により取得したものを含みます。）を当社以外の第三者に譲渡することは妨げられません。

③ ロックアップ

当社は、割当予定先との間で、本新株予約権買取契約の締結日以降、平成29年4月18日までの間、本新株予約権が存する限り、割当予定先の事前承諾なくして、当社の普通株式若しくはその他の株式、又は普通株式若しくはその他の株式に転換若しくは交換可能であるか若しくはこれらを受領する権利を有する一切の有価証券の発行、募集、販売、販売の委託、買取オプションの付与等を行わない旨を合意する予定です。

但し、以下の場合、この限りではありません。

- ① 発行済普通株式の全株式について、株式分割を行う場合。
- ② ストックオプションプランに基づき、当社の株式を買取る、取得する若しくは引き受ける権利を付与する場合又は当該権利の行使若しくは当社の普通株式に転換される若しくは転換できる証券の転換により普通株式を発行若しくは処分する場合。
- ③ 本新株予約権と同時に本新株予約権以外の新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により普通株式を発行又は処分する場合。
- ④ 合併、株式交換、株式移転、会社分割等の組織再編行為に基づき、又は事業提携の目的で、当社の発行済株式総数の5%を上限として普通株式を発行又は処分する場合。

7. 大株主及び持株比率

募集前（平成28年6月30日現在）	
株式会社TOKAI コミュニケーションズ	9.52%
筒井 雄一朗	6.80%
小林 正興	4.74%
株式会社読売新聞東京本社	3.94%
山村 慶子	2.98%
株式会社ミライト	2.98%
志村 貴子	2.61%
株式会社エクシング	2.24%
山村 美寿寿	1.93%
山村 東晃	1.52%

- (注) 1. 平成28年6月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。
2. 募集前の大株主及び持株比率につきましては、上記のほか当社保有の自己株式307,800株に係る持株比率4.59%（平成28年6月30日時点）があります。
3. 割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

8. 今後の見通し

今回の調達資金を、上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載の用途に充当することにより、一層の事業拡大及び収益の向上に寄与するものと考えております。

今回の資金調達による平成29年6月期当社業績に与える影響は、軽微であります。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績 (単位: 千円)

	平成26年7月期	平成27年6月期	平成28年6月期
売上高	3,498,670	3,957,640	4,654,677
営業利益	133,972	42,490	26,537
経常利益	130,828	26,845	18,924
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	△8,327	△35,954	△74,469
1株当たり当期純損失(△)(円)	△1.39	△5.90	△11.65
1株当たり配当金(円)	—	3.00	3.00
1株当たり純資産(円)	260.03	347.70	323.18

- (注) 1. 当社は平成27年6月期より決算期(事業年度の末日)の変更を行っております。
2. 平成26年7月期の1株当たり配当額については、配当を行っていないため記載しておりません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成28年6月30日現在)

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	6,702,000株	100%
現時点の行使価額における 潜在株式数の総数	337,000株	5.03%
下限値の行使価額における 潜在株式数の総数	337,000株	5.03%
上限値の行使価額における 潜在株式数の総数	上限行使価額はありません。	上限行使価額はありません。

(注) 上記潜在株式数は、ストックオプションによるものです。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成26年7月期	平成27年6月期	平成28年6月期
始値	1,924円	1,200円	2,000円
高値	2,494円 □1,370円	3,970円	2,178円
安値	955円 □661円	1,195円	687円
終値	1,230円	1,990円	812円

- (注) 1. 当社は平成26年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。
平成26年7月期における□印は平成26年4月1日付の普通株式1株につき2株の株式分割による権利落後の株価をそれぞれ示しております。
2. 当社は平成27年6月期より決算期(事業年度の末日)の変更を行っております。

② 最近6か月間の状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
始値	893円	922円	975円	824円	1,649円	2,151円
高値	1,110円	1,070円	1,039円	1,667円	2,250円	2,549円
安値	770円	883円	691円	824円	1,415円	1,851円
終値	967円	990円	812円	1,580円	2,176円	2,500円

ご注意: この文書は、当社の行使価額修正条項付第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

③ 発行決議前営業日における株価

	平成28年10月3日現在
始 値	2,650 円
高 値	2,700 円
安 値	2,577 円
終 値	2,640 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①エクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による行使価額修正条項付第6回新株予約権の発行

割 当 日	平成27年2月17日
発行新株予約権数	9,570 個
発行 価 額	1 個につき 2,000 円
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	2,287,499,000 円
割 当 先	大和証券株式会社
募集時における 発行済株式数	6,380,000 株
当該募集による 潜在株式数	957,000 株
現時点における 行使 状 況	行使済株式数：322,000 株 (残新株予約権数 一個、行使価額 一円)
現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額)	647,223,400 円
発行時における 当初の資金使 途	①EBE の普通株式 67.5%相当の株式取得の対価の支払 ②米国で展開中の非接触型 IC チップを用いたモバイル電子マネー に関する新事業のサービス開始に向けた開発・事業化投資 ③事業規模拡大に向けた M&A、資本業務提携投資
現時点における 充 当 状 況	①EBE の普通株式 67.5%相当の株式取得の対価の支払の一部に充 当いたしました。

(注) 当社は、第6回新株予約権の発行数9,570個のうち未行使の6,350個について、大和証券株式会社からその取得を請求する旨の通知を受け、平成28年2月5日付でこれを取得した上で、消却いたしました。

②過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

当社は、平成24年3月30日付でACA株式会社(以下「ACA」といいます。)と、業務・資本提携契約を締結し、平成24年4月16日付でACAが運営するMCPシナジー1号投資事業有限責任組合(以下「MCPシナジー」といいます。)を割当先として第三者割当の方法による新株式を発行いたしました。

その後、平成25年10月7日に公表いたしました「株式会社TOKAIコミュニケーションズとの資本業務提携及び主要株主の異動に関するお知らせ」及び平成25年10月22日に公表いたしました「株式会社エクシングとの資本業務提携に関するお知らせ」に記載のとおり、MCPシナジーは、同社が保有する当社の株式の一部を譲渡しております。

ACAとの間の業務・資本提携は、当社の企業価値及び株主価値の向上を目的としたもので、上記の資本業務提携を行ったこと、営業支援及びコーポレート支援などの業務支援や協力を得たことで、当初の目的を想定よりも早く達成いたしました。

これにより、MCPシナジーは、同社が保有する全株式を売却し、本提携を解消いたしました。

以 上

ご注意：この文書は、当社の行使価額修正条項付第8回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(別紙)

テックファームホールディングス株式会社
第8回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 テックファームホールディングス株式会社 第8回新株予約権
(以下「本新株予約権」という。)
 2. 新株予約権の総数 10,000個
 3. 新株予約権の払込金額 本新株予約権1個当たり2,210円
(本新株予約権の払込総額22,100,000円)
 4. 申込期間 平成28年10月20日
 5. 新株予約権の割当日 平成28年10月21日
 6. 新株予約権の払込期日 平成28年10月21日
 7. 募集の方法 第三者割当の方法により、大和証券株式会社に全ての本新株予約権を割り当てる。
 8. 本新株予約権の目的である株式の種類及び種類ごとの数の算定方法
本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式1,000,000株とする(本新株予約権1個の目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は、100株とする。)
但し、第9項によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 9. 本新株予約権の目的である株式の数の調整
 - (1) 当社が第13項の規定に従って行使価額(第10項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
- 上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第13項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
- (2) 前号の調整は調整後割当株式数を適用する日において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第13項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、第13項第(2)号⑦に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額
 - (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初2,640円とする。但し、行使価額は第12項又は第13項に従い、修正又は調整される。
11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
12. 行使価額の修正
 - (1) 行使価額は、第18項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)において、修正日の直前取引日(但し、当該取引日において終値がない場合には、その直前の終値のある取引日とする。以下「時価算定日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の91%

に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。）に修正される。

- (2) 修正後行使価額の算出において、時価算定日に第13項で定める行使価額の調整の原因となる事由が生じた場合には、当該時価算定日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。
- (3) 本項第(1)号及び第(2)号による算出の結果得られた金額が1,584円（以下「下限行使価額」という。但し、第13項による調整を受ける。）を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

13. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式にかかり増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- ② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に

付されたものを含む。) の場合は割当日) 又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。) の取得と引換えに本項第 (3) 号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。) に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、(i) 上記交付が行われた後の本項第 (3) 号③に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii) 上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

- ⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式 1 株当たりの対価 (本⑤において「取得価額等」という。) の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更 (本項第 (2) 号乃至第 (4) 号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。) が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が、当該下方修正等が行われる日 (以下「取得価額等修正日」という。) における本項第 (3) 号②に定める時価を下回る価額になる場合

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第 (3) 号③に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

- ⑥ 本号③乃至⑤における対価とは、当該株式又は新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。) の発行に際して払込みがなされた額 (本号③における新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。) の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。) から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

- ⑦ 本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を初めて適用する日（但し、本項第(2)号⑦の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- ③「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする（当該行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされることとなる当社普通株式数を含む。）。
- ④本項第(2)号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 本項第(2)号及び第(4)号にかかわらず、本項第(2)号及び第(4)号に基づく調整後の行使価額を適用する日が第12項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項第(2)号及び第(4)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整される場合を含む。）は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑦に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(5)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

14. 本新株予約権の行使期間

平成28年10月24日から平成30年10月23日（但し、第16項各号に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）まで。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

15. その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

16. 本新株予約権の取得条項

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり

2,210円にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画（以下「組織再編行為」という。）が当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認された場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり2,210円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。

17. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合には、機構（第25項に定義する。以下同じ。）又は口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第2条第4項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。）に対し行使請求に要する手続きを行い、第14項記載の本新株予約権の行使期間中に機構により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。

(2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第22項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。

18. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が第21項に定める行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が第17項第(2)号に定める口座に入金された日に発生する。

19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定の理由

一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社普通株式の株価、当社普通株式の流動性、株価変動率、配当利回り、無リスク利率及び当社の資金調達需要等を勘案し、本新株予約権1個の払込金額を金2,210円（1株当たり金22.1円）とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第10項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成28年10月3日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する額とした。

20. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

21. 本新株予約権の行使請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

22. 本新株予約権の払込金額の払込及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

株式会社りそな銀行 新都心営業部

23. 読み替えその他の措置

当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

24. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債等振替法第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

25. 振替機関

株式会社証券保管振替機構（「機構」という。）

26. 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長 CEOに一任する。

27. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上